

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和7年1月7日(火曜日)

号外第1号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○規則	
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(環境農政・環境課)	1
○告示	
化学物質の適正な管理に関する指針の一部改正(環境農政・環境課)	7
化学物質の安全性影響度の評価に関する指針の一部改正(環境農政・環境課)	8
特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針の一部改正(環境農政・環境課)	8

## 規 則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月7日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第2号

### 神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第4号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 変更後の指定施設の種類及びその種類ごとの数が、変更前の数以下となるもの

第16条第1項第1号イ中「事項」の次に「(ウに規定する事項を除く。)」を加え、同号に次のように加える。

ウ 条例第3条第2項第1号に掲げる事項のうち、氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)のみを変更する場合にあっては、当該変更を行ったことが分かる書類で知事が別に定めるもの

第16条第3項第2号中「事項」の次に「(次号に規定する事項を除く。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 条例第3条第2項第1号に掲げる事項のうち、氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)のみを変更する場合にあっては、当該変更を行ったことが分かる書類で知事が別に定めるもの

第40条の見出しを「(第一種指定化学物質の取扱量等の報告)」に改め、同条第1項を次のように改める。

条例第42条第1項に規定する報告は、毎年6月30日までに、第一種指定化学物質取扱量等報告書(第18号様式の2)により行うものとする。

第40条第2項中「排出量等の届出」を「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第5条第2項の規定に基づく届出」に改め、「第一種指定化学物質」の次に「(同法第2条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。)」を加え、同条第3項を削る。

第40条の2を次のように改める。

(第一種指定化学物質の取扱量等の報告の取りまとめ及び公表)

**第40条の2** 条例第42条第2項の規定により知事が行う報告の取りまとめ及び公表は、前条第2項に規定する事項その他知事が必要と認める事項について取りまとめ、毎年度公表するものとする。

発行

横浜市中央区日本大通り  
神奈川県政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

第40条の3を削り、第40条の4を第40条の3とし、同条の次に次の1条を加える。

(化学物質管理計画書の作成及び提出)

第40条の4 条例第42条の4第1項に規定する規則で定める者は、第一種指定化学物質等取扱事業者とする。

2 条例第42条の4第2項前段の規定による提出は、同条第1項に規定する者となった年度の9月30日までに、化学物質管理計画書作成(変更)報告書(第18号様式の4)により行うものとする。同条第2項後段の規定による提出の場合も、同様とする。

第73条に次の1項を加える。

2 前項の届出に係る変更が条例第79条第1号に掲げる変更にあつては、同条の規定による届出を行うべき者が、同号に掲げる変更について、指定事業所に係る変更届出書又は環境管理事業所(優良環境管理事業所)に係る変更届出書による届出を行っている場合は、これらの届出書を同条の規定により提出する届出書とみなすことができる。

第94条第1項第2号中「及び第2項」を「、第42条の4第2項」に改める。

附則第25項の前の見出し並びに同項及び附則第26項を削る。

別表第16の2の1の表27の項中「<sup>ふっ</sup>弗化水素及び<sup>ふっ けい</sup>弗化珪素」を「<sup>ふっ</sup>ふっ素、<sup>ふっ</sup>ふっ化水素及び<sup>ふっ けい</sup>ふっ化けい素」に改め、別表第16の2の2の表1の2の項の次に次のように加える。

1の3	アニリン
-----	------

別表第16の2の2の表中31の3の項を31の4の項とし、31の2の項を31の3の項とし、31の項の次に次のように加える。

31の2	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
------	----------------------

別表第16の2の2の表41の項の次に次のように加える。

41の2	ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
41の3	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩

別表第17の1(1)の表1、3-ブタジエンの項中「試料を」の次に「液体窒素で冷却及び濃縮し、」を加え、同表に次のように加える。

塩化メチル	1年平均値が94 $\mu$ g/ m <sup>3</sup> 以下	キャニスターにより採取した試料を液体窒素で冷却及び濃縮し、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法
アセトアルデヒド	1年平均値が120 $\mu$ g/ m <sup>3</sup> 以下	固相に捕集した試料を高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフ、ガスクロマトグラフ質量分析計若しくは高速液体クロマトグラフ質量分析計により測定する方法、溶液に吸収した試料を高速液体クロマトグラフにより測定する方法又はこれと同等以上の性能を有する方法

第5号様式中

指定施設の設置 工事完了年月日	<input type="checkbox"/> 一部 年 月 日 <input type="checkbox"/> 全部 年 月 日	を
--------------------	--	---

指定施設の設置 工事完了年月日	<input type="checkbox"/> 一部 年 月 日 <input type="checkbox"/> 全部 年 月 日	に
指定施設の種類の		

改め、同様式の備考に次のように加える。

4 指定施設の種類の欄は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第7条第2項の規定による届出を行う場合における設置工事が完了した一部の指定施設の種類を記入してください。

第13号様式(1面)中「廃止 □ 除却」を「廃止 )」に改め、同様式(2面)中「又は除却」を削り、同様式(3面)中

添付書類	<input type="checkbox"/> 指定事業所に係る変更概要書 <input type="checkbox"/> 公害防止方法変更概要書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 組織及び運営に関する事項を記載した書類 <input type="checkbox"/> その他( )	を
------	--	---

条例第75条第1項 (地下水採取)の 許可の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	に
添付書類	<input type="checkbox"/> 指定事業所に係る変更概要書 <input type="checkbox"/> 公害防止方法変更概要書 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 組織及び運営に関する事項を記載した書類 <input type="checkbox"/> その他( )	

改め、同様式(3面)中備考5を備考6とし、備考4の次に次のように加える。

5 氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)のみの変更の届出の場合で、登記事項証明書、住民票の写し又は組織及び運営に関する事項を記載した書類以外を添付するときは、添付書類の欄のその他の□内にレ印を記入し、その添付した書類の名称を( )内に記入してください。

第13号様式の2(1面)中「□ 除却 )」を「)」に改め、同様式(3面)中

添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 組織及び運営に関する事項を記載した書類 <input type="checkbox"/> 環境管理・監査の体制に係る組織図 <input type="checkbox"/> 環境に関する方針 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステム審査登録書の写し <input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 化学物質の適正な管理に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 環境に係る組織体制の整備に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 近隣住民等と締結した生活環境の保全に係る協定の写し <input type="checkbox"/> 環境情報を提供するための定期的な説明会を開催したことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他( )	を
------	--	---

条例第75条第1項 (地下水採取)の 許可の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	に
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 組織及び運営に関する事項を記載した書類 <input type="checkbox"/> 環境管理・監査の体制に係る組織図 <input type="checkbox"/> 環境に関する方針	

添付書類	<input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステム審査登録書の写し <input type="checkbox"/> 環境への負荷の低減に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 化学物質の適正な管理に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 環境に係る組織体制の整備に関する要件の自己評価表 <input type="checkbox"/> 近隣住民等と締結した生活環境の保全に係る協定の写し <input type="checkbox"/> 環境情報を提供するための定期的な説明会を開催したことを証する書類 <input type="checkbox"/> その他 ( )
------	--

改め、同様式(3面)中備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考6の次に次のように加える。

7 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)のみの変更の届出の場合で、登記事項証明書、住民票の写し又は組織及び運営に関する事項を記載した書類以外を添付するときは、添付書類の欄のその他の□内にレ印を記入し、その添付した書類の名称を( )内に記入してください。

第18号様式の2(表)中「(第40条、第40条の2関係)」を「(第40条関係)」に、「化学物質管理目標作成(達成状況)報告書」を「第一種指定化学物質取扱量等報告書」に、「化学物質管理目標(第2項の規定により年度の化学物質管理目標の達成状況)」を「第一種指定化学物質の取扱量等」に、

事業所の常用雇用者数	( 年 月 日現在)	全事業所の常用雇用者数	( 年 月 日現在)	を
化学物質管理目標報告年度	<input type="checkbox"/> 目標設定初年度 <input type="checkbox"/> 実施 年目 ( 年計画)			

事業所の常用雇用者数	( 年 月 日現在)	全事業所の常用雇用者数	( 年 月 日現在)	に
------------	------------	-------------	------------	---

改め、同様式(裏)中

化学物質管理目標の概要 添付書類	管理目標を作成する対象項目	<input type="checkbox"/> 第一種指定化学物質ごと <input type="checkbox"/> 第一種指定化学物質を取り扱う作業ごと <input type="checkbox"/> 事業所全体 <input type="checkbox"/> その他 ( )	を
	指標項目	<input type="checkbox"/> 1 取扱量 <input type="checkbox"/> ①使用量 <input type="checkbox"/> ②製造量 <input type="checkbox"/> ③その他 <input type="checkbox"/> 2 排出量 <input type="checkbox"/> ①大気 <input type="checkbox"/> ②水質 <input type="checkbox"/> ③土壌 <input type="checkbox"/> ④埋立 <input type="checkbox"/> 3 移動量 <input type="checkbox"/> ①下水道 <input type="checkbox"/> ②廃棄物等 <input type="checkbox"/> 4 公害を防止するための装置 <input type="checkbox"/> ①設置 <input type="checkbox"/> ②構造の変更 <input type="checkbox"/> ③使用方法の変更 <input type="checkbox"/> ④その他 <input type="checkbox"/> 5 その他 ( )	
	指標項目と主たる取組内容	<input type="checkbox"/> 第一種指定化学物質の減量化 (指標項目番号: ) <input type="checkbox"/> より低毒性の化学物質への代替 (指標項目番号: ) <input type="checkbox"/> 第一種指定化学物質使用工程の改善 (指標項目番号: )	
添付書類		<input type="checkbox"/> 付表枚数(番号 ~ 枚) <input type="checkbox"/> その他 { }	

添付書類	<input type="checkbox"/> 付表枚数(番号 ~ 枚)
	<input type="checkbox"/> その他 { }

改め、同様式(付表)を次のように改める。

第18号様式の2 (第40条関係) (付表) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

届出第一種指定化学物質報告書

(番号 )

事業所名称:

1	届出第一種指定化学物質名称	名称:	管理番号:			
	用 途					
	取 扱 量	使用量	kg/年	製造量	kg/年	
2	届出第一種指定化学物質名称	名称:	管理番号:			
	用 途					
	取 扱 量	使用量	kg/年	製造量	kg/年	
3	届出第一種指定化学物質名称	名称:	管理番号:			
	用 途					
	取 扱 量	使用量	kg/年	製造量	kg/年	
4	届出第一種指定化学物質名称	名称:	管理番号:			
	用 途					
	取 扱 量	使用量	kg/年	製造量	kg/年	
5	届出第一種指定化学物質名称	名称:	管理番号:			
	用 途					
	取 扱 量	使用量	kg/年	製造量	kg/年	
6	届出第一種指定化学物質名称	名称:	管理番号:			
	用 途					
	取 扱 量	使用量	kg/年	製造量	kg/年	
7	届出第一種指定化学物質名称	名称:	管理番号:			
	用 途					
	取 扱 量	使用量	kg/年	製造量	kg/年	
8	届出第一種指定化学物質名称	名称:	管理番号:			
	用 途					
	取 扱 量	使用量	kg/年	製造量	kg/年	
9	届出第一種指定化学物質名称	名称:	管理番号:			
	用 途					
	取 扱 量	使用量	kg/年	製造量	kg/年	
10	届出第一種指定化学物質名称	名称:	管理番号:			
	用 途					
	取 扱 量	使用量	kg/年	製造量	kg/年	

備考 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づく届出に当たり把握した使用量及び製造量をもとに記入してください。

第18号様式の3中「(第40条の4関係)」を「(第40条の3関係)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

**第18号様式の4** (第40条の4関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)  
化学物質管理計画書作成(変更)報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

住 所

氏 名 [ 法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名 ]

代理人の職・氏名

化学物質管理計画書を作成(変更)したので、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第42条の4第2項の規定により、別添のとおり提出します。

事業所の名称		
事業所の所在地		
変更内容	変更前	変更後
連絡先	担当部課等名 担当者氏名 電話番号 (内線)	

備考 変更内容の欄は、変更の報告の場合のみ記載すること。

第39号様式の備考に次のように加える。

- 3 変更事項が、許可申請者の氏名、名称若しくは住所の変更又は法人の代表者の氏名の変更である場合、当該変更について、指定事業所に係る変更届出書又は環境管理事業所(優良環境管理事業所)に係る変更届出書による届出を行っているときは、この様式による届出を省略することができます。

**附 則**

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第16の2及び別表第17の改正規定は、公布の日から施行する。

**告 示**

**神奈川県告示第7号**

化学物質の適正な管理に関する指針(平成17年神奈川県告示第12号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年1月7日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1(3)ア(イ)中「平成11年法律第86号」の次に「。以下「化管法」という。」を加える。

2(1)ア(イ)中「漏えい、流出等」を「漏えい等」に改める。



2(1)ア(エ)中「漏えいした」を「漏えい等が生じた」に、「漏えい、流出等」を「漏えい等」に改める。

2(1)イ(ア) a 及び2)ア(ア)中「漏えい、流出等」を「漏えい等」に改める。

2(2)イ中「漏えい事故」を「漏えい等の事故」に改める。

3の次に次のように加える。

#### 4 化学物質管理計画書の作成に関する事項

化管法第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者に該当する者が、条例第42条の4第1項の規定により作成する化学物質管理計画書は、1から3までにより実施する事項のうち、次に掲げる事項について記載した書面又は図面を取りまとめたものとする。

なお、当該化学物質管理計画書は、適宜見直しを行うこととする。

##### (1) 取り扱う第一種指定化学物質の状況

ア 名称

イ 使用目的

ウ 保管量

エ 危険性及び有害性（国際連合により勧告された化学品の分類および表示に関する世界調和システムで示されている危険性及び有害性をいう。）の評価

オ 関連法令

カ 使用箇所

##### (2) 第一種指定化学物質を取り扱う施設の平面図

##### (3) 管理の方法に関する事項

ア 管理目的及びその方針

イ 計画実施のための体制（組織の名称及び組織図、管理規程等）

ウ 訓練等の従業員教育の方法

エ 県民への情報提供

##### (4) 災害及び事故への対応に関する事項

ア 想定される災害及び事故とその被害状況や環境リスクの把握

イ 施設整備等の具体的な対策

ウ 災害時及び事故時の対応

### 神奈川県告示第8号

化学物質の安全性影響度の評価に関する指針（平成17年神奈川県告示第13号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年1月7日

神奈川県知事 黒岩祐治

1(3)並びに2(1)イ及び2)イ中「MSDS」を「SDS」に改める。

3(1)イ(イ)を次のように改める。

(イ) 評価対象物質の毒性ランクは、国際連合により勧告された化学品の分類および表示に関する世界調和システムで示されている分類結果、環境省が公表する化学物質の環境リスク評価の結果等で示されたLD<sub>50</sub>等の数値をもとに、別表3により把握するものとする。

### 神奈川県告示第9号



特定有害物質又はダイオキシン類による土壌の汚染状態その他の事項の調査及び汚染土壌による人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために講ずべき措置に関する指針(平成24年神奈川県告示第510号)の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年1月7日

神奈川県知事 黒岩祐治

2(6)アを次のように改める。

ア 調査実施者は、次のいずれかの地点(以下2において「起点」という。)を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させることにより減少する場合にあっては、調査実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により、調査対象地を区画することができる。

(ア) 調査対象地の最も北にある地点(当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下同じ。)

(イ) 調査対象地が複数ある場合は、全ての調査対象地の最も北にある地点

(ウ) 過去の条例調査又は土壌汚染状況調査で使用した起点

(エ) 調査対象地を含む特定有害物質使用地の最も北にある地点

2(6)ウ(イ) a (a)中「調査対象地のそれぞれ」を「それぞれ」に改める。

2(6)ウ(イ) b中「第一種特定有害物質以外の特定有害物質」を「第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質」に改め、2(6)に次のように加える。

エ ウの規定にかかわらず、条例第60条第2項の規定により行う特定有害物質使用地における土地の区画形質の変更時の調査(土地の形質の変更に係るものに限る。)を行う場合であり、かつ、単位区画において行われる土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さよりも深い位置にのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができる。

2(7)ア中「の区分」を削る。

2(7)イ(ア)中「把握された」を「把握した」に、「土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第6条第2項第1号に規定する環境大臣が定める方法」を「土壌ガス調査方法(地下水を測定する場合にあっては、地下水質測定方法)」に改める。

2(7)ウ(ア)中「にあっては、」を「を行う場合であり、かつ、当該土壌が」に、「土壌については、当該採取の対象から除く」を「ときは、当該土壌の採取を行わない」に改める。

2(7)ウ(イ)中「土壌を採取した場合にあっては、採取された」を削り、「までの土壌を」の次に「採取した場合にあっては、当該土壌を」を加える。

2(7)エ(ア)中「採取し、」の次に「及び」を加える。

2(9)イ以外の部分を次のように改める。

#### 深度方向調査の実施

調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出された試料採取地点があるとき、地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水質基準に適合しなかった試料採取地点があるとき、又は土壌溶出量調査において土壌溶出量基準に適合しなかった試料採取地点があるときは、次のとおり深度方向調査を行うものとする。

ア 深度方向調査の対象物質及び地点は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 対象となる試料採取等対象物質が第一種特定有害物質の場合には、次の物質を深度方向調査の対象物質とし、当該対象物質ごとに、検出された試料採取地点を含む単位区画が連続する範囲(以下「検

出範囲」という。)ごとに、連続する他の単位区画と比べ、高い濃度が検出された単位区画の試料採取地点(以下「代表地点」という。)において試料採取等を行うものとする。

- a 当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなかった試料採取等対象物質
- b aに掲げる試料採取等対象物質が、資料等調査において製造、使用、処理又は保管の履歴が確認された特定有害物質(以下2において「使用等特定有害物質」という。)であり、かつ、当該使用等特定有害物質が2(4)の表の左欄に掲げる特定有害物質のいずれかに該当する場合には、当該特定有害物質の種類区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定有害物質
- c aに掲げる試料採取等対象物質が2(4)の表の右欄に掲げる特定有害物質であり、かつ、当該特定有害物質に係る使用等特定有害物質が同表の左欄に掲げる特定有害物質のいずれかに該当する場合には、同表の当該該当する特定有害物質の項の左欄及び右欄に掲げる特定有害物質(aに掲げるものを除く。)

(イ) 対象となる試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質の場合には、土壤溶出量基準に適合しなかった試料採取等対象物質を深度方向調査の対象物質とし、当該物質ごとに、代表地点において試料採取等を行うものとする。

2(9)イ(ア) b中「(当該汚染のおそれが)」の次に「生じた場所の位置が」を加える。

2(10)ア中「(9)イ(ウ)の測定において当該測定に係る」を「代表地点において(9)イ(ウ)の方法により測定した結果、」に、「行った試料採取等区画」を「行った検出範囲」に、「ものであった場合における当該試料採取等区画」を「試料採取等区画」に改め、「を、当該試料採取等対象物質」を削り、「ついて」の次に「、それぞれ」を加える。

2(12)ア中「把握された」を「把握した」に改める。

2(12)ウ中「土壤溶出量基準に適合しなかった」を「次の(ア)又は(イ)に該当する」に改める。

2(15)ア(ウ)及びイ(イ)中「地下水測定方法」を「地下水質測定方法」に改める。

2(16)ア中「条例第59条第3項本文又は第60条第2項の規定による調査(以下「」及び「という。)」を削る。

3(5)ア本文を次のとおり改める。

調査実施者は、次のいずれかの地点(以下3において「起点」という。)を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10メートル間隔で引いた線により調査対象地を区画するものとする。

3(5)アに次のように加える。

- (ア) 調査対象地の最も北にある地点
- (イ) 調査対象地が複数ある場合は、全ての調査対象地の最も北にある地点
- (ウ) 過去の条例調査又は土壤汚染状況調査で使用した起点
- (エ) 調査対象地を含むダイオキシン類管理対象地の最も北にある地点

3(5)イ及び(6)ア中「以下」の次に「3において」を加える。

3(10)ウ中「地下水測定方法」を「地下水質測定方法」に改める。

4(4)ウ中「規則第48条の5に規定する土地」を「汚染された土地」に改める。